# 第 1 回補給金単価算定方式等検討会 説明資料

生產局畜産部 牛乳乳製品課

### TPPの交渉結果及び関連政策大綱

### これまでの経緯

- 〇 平成27年10月5日、環太平洋パートナーシップ(TPP)交渉参加12カ国は、米国アトランタにおける閣僚会合において大筋合意。
- 大筋合意では、農林水産物の重要5品目を中心に、国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当やセーフガードの創設、 長期の関税削減期間の確保等の有効な措置を獲得したところ。

また、11月25日に「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、畜産・酪農関係では、①畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進、②高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓、③経営安定・安定供給のための備え、等の対策を講じることとしている。

### 乳製品の交渉結果

品目/ 現在の関税率	合意内容							
脱脂粉乳 25%、35%+マークアップ <b>バター</b> 35%+マークアップ	<ul> <li>脱脂粉乳、バターについて、枠外2次税率の関税 削減・撤廃は行わず、TPP枠(民間貿易関税割当 枠)を設定。</li> <li>TPP枠数量は、最近の追加輸入量の範囲内で設 定。</li> </ul>							
<b>ホエイ</b> 25%、35%+マークアップ	<ul> <li>脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保。</li> <li>20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定。</li> </ul>							
チーズ 29.8% 等	<ul> <li>日本人の嗜好に合うモッツァレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持。</li> <li>主に原材料として使われるチェダー、ゴーダ等の熟成チーズやクリームチーズ等は関税撤廃するものの、長期の経過期間(16年目までの関税撤廃期間)を確保。</li> </ul>							

### 総合的なTPP関連政策大綱(畜産・酪農関係)の概要

### ○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益 カ・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化 を図る。

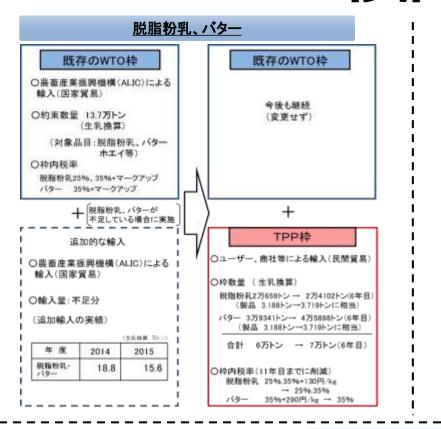
### 〇高品質な我が国農林水産物の 輸出等需要フロンティアの開拓

高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。

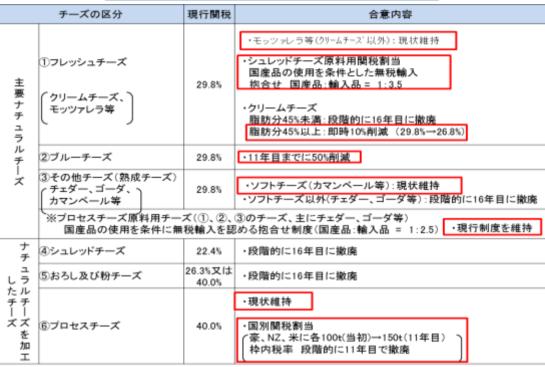
### 〇経営安定・安定供給のための備え

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コストの削減や収益性の向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講じる。

### [参考] 乳製品の交渉結果



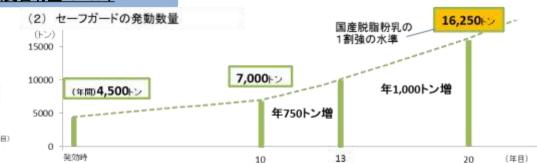
### チーズ チーズの区分 現行関税



注: は関税撤廃の例外

#### ホエイ(たんぱく質含有量25-45%) (1) 関税水準とセーフガード税率 (財)(((())) 29.8%+120FI/kg 23.8%+105PI/kg 25%,35%+40円/kg 4 19.4%+90円/kg (発効時) 13.4%+75円/kg (年日) 発効時 21 11 16 ① 発効時の関税水準は、直近3年の平均輸入価格(299円/kg)で換算すると115~145円/kg程度

- 発効前の輸入は国家貿易により実施。枠内税率25%35%に加えてマークアップを徴収(直近5年では25円~255円/kg) 現行のホエイの2次税率は29.8%+425円/kg.687円/kg
- ② 21年目以降のセーフガード税率 毎年1.9%+10.7円/kgすつ削減し、発動されれば削減幅が半減。3年間発動がなければ終了



(注) 脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。

# [参考] 生産額への影響

- 〇 平成27年12月24日に、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定が発効した場合に、我が国の経済への影響を分析した「TPP 協定の経済効果分析」が公表された。
- このうち、<u>牛乳乳製品については</u>、国産チーズ向け及びバター・脱脂粉乳等向け生乳の価格が下落し、また生クリーム等液 状乳製品向け生乳の価格も、バター・脱脂粉乳等向け生乳の価格下落の影響を受け、同様に下落すると考えられることなど から、198~291億円の影響が出ると試算されたところ。

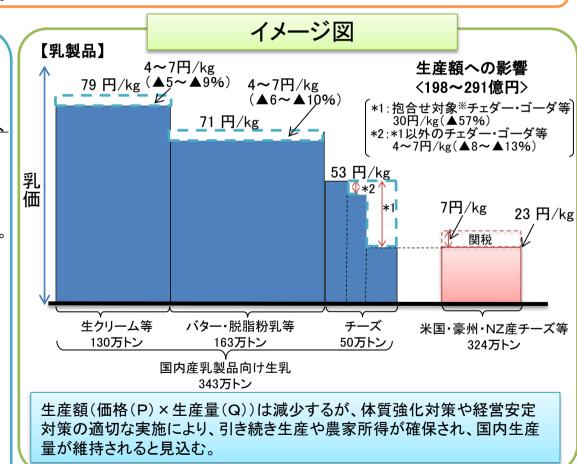
### 考え方(シナリオ)

#### 〔試算の前提〕

- バター・脱脂粉乳、チーズ等の乳製品は、内外価格差が大きく (バター・脱脂粉乳では約2~3倍)、品質格差はほとんどない。
- <u>チェダー・ゴーダ等に競合する国産チーズ向け生乳の価格は、輸入品価格まで下落、または関税削減相当分下落</u>(価格の下限値)。
- <u>関税撤廃されるホエイの影響</u>を受けて、一部のバター・脱脂粉 乳等向け生乳の価格が輸入品価格まで下落することにより、<u>バ</u> ター・脱脂粉乳等向け生乳全体の価格が下落(価格の下限値)。
- 生クリーム等液状乳製品向け生乳の価格は、バター・脱脂粉 乳等向け生乳の価格下落の影響を受け、同様に下落(価格の 下限値)。

### [国内対策による影響緩和]

- 省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など 収益力・生産基盤の強化、高付加価値化等の<u>体質強化対策に</u> より、上記の半分の価格低下に緩和(価格の上限値)するととも に、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持 されるものと見込まれる。
- 〇 また、上記の想定を超えた価格下落に対しても、<u>充実した経</u> <u>営安定対策により農家所得を確保</u>。

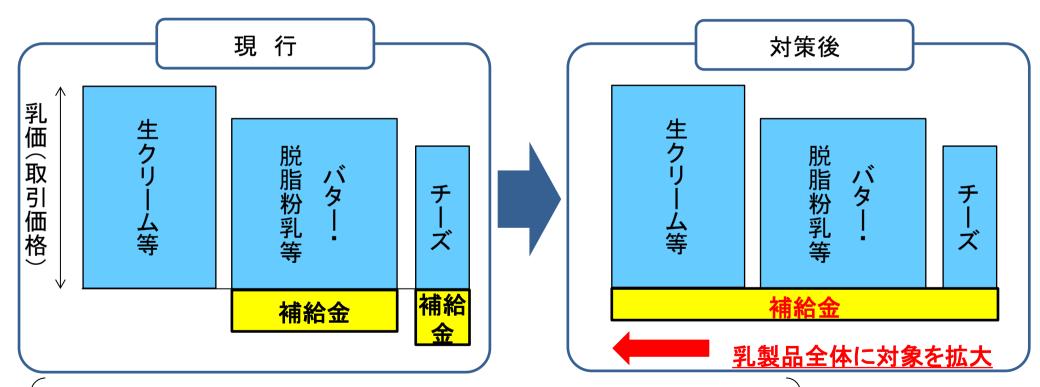


(注)金額、品目別の数量は生乳換算ベース

※抱合せ:国産品の使用を条件に無税輸入を認める制度

# [参考] 経営安定・安定供給のための備え(乳製品)

- 〇 平成27年11月25日に決定された「総合的なTPP関連政策大綱」において、乳製品の安定供給を図るため、酪農の経営安定対策を以下のとおり充実することとなった。
  - ・ 生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した上で、当該単価 を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す
  - 準備が整い次第、協定に先立って実施する



(参考) 平成28年度 加工原料乳生産者補給金

バター・脱脂粉乳等向け 単価:12.69円/kg、交付対象数量:178万トン

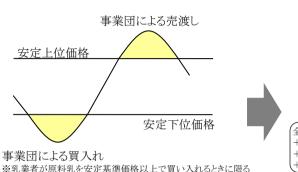
チーズ向け

単価:15.28円/kg、交付対象数量:52万♭>

# 加工原料乳生産者補給金制度の経緯

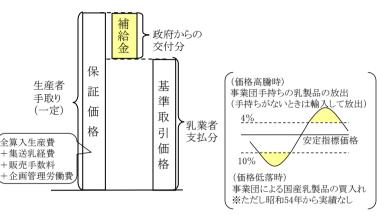
### 畜産物の価格安定に関する法律 (昭和36~昭和40年度まで)

#### 売買操作方式



### 旧加工原料乳制度 (昭和41~平成12年度まで)

### 不足払方式



#### 固定払方式 各指定団体と 積立金(生産者:国=1:3) 乳業者間の交 差額 加 乳業者 支払分 生産者

乳価

補給金

現行制度

(平成13年度から)

※制度発足時(13年度)は、旧制度の最終年度の単価を利用 ※事業団による国産指定乳製品の買入れ廃止

生産費の \_

#### 目的

○ 牛乳・乳製品の価格の安定及び原料乳の 再牛産確保

### 仕組み

- 〇 安定上位価格と安定下位価格を設定し、 指定乳製品の価格がその価格帯の中で安定 するよう、事業団が売買操作
- 〇 買入れの条件は、乳業者による安定基準 価格以上での生産者への乳価の支払

### 課題

- 〇 需要増大を考慮すれば安定下位価格を下 げる必要がある一方、原料乳の再生産確保 を図るためには安定下位価格を上げる必要 があり、仕組みに矛盾
- 〇 需要に応じた生産を促す仕組みの欠如
- その結果、乳価引下げ時には乳価紛争頻 発、価格騰貴時には緊急輸入実施

### 目的

- 加工原料乳地域の生乳の再生産確保
- 生乳の需給安定
- 乳価交渉力の強化による飲用向け乳価水準の安定向上

#### 仕組み

- 〇 指定団体による用途別取引と乳価プールの実施
- 保証価格(生産費)と基準取引価格(乳価)との差に補給金を 交付
- 需給事情等を考慮した限度数量の設定
- 県単位の一元集荷・多元販売
- 〇 昭和54年から生産者の自主的取組による計画生産の実施

#### 課題

- 〇 行政による価格の決定が乳製品や加工原料乳価格の硬直化 を招来
- 生乳の広域流通への対応の遅れ等、県単位の一元集荷制度 の限界が顕在化

#### 目的

手取り

渉で決定

○ 加工原料乳地域の生乳の再生産確保

政府からの

- 〇 生乳の需給安定
- 加工原料乳価が下落した場合の経営への影 響緩和
- 〇 乳価交渉力の更なる強化

#### 仕組み

- 加工原料乳に対する補給金(ゲタ)の交付
- 需給事情等を考慮した限度数量の設定
- 加工原料乳の全国平均取引価格が補塡基準 価格を下回った場合に補塡金(ナラシ)を交付
- 〇 広域化による指定団体の機能強化

### [参考] 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 抄 (昭和40年6月2日法律第112号)

- 第二条 この法律において「加工原料乳」とは、指定乳製品<u>その他政令で定める乳製品の</u>原料である生乳であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。
- 2 この法律において「指定乳製品」とは、<u>畜産物の価格安定に関する法律(昭和三十六年</u> <u>法律第百八十三号。以下「法」という。)第二条第二項に規定する指定乳製品</u>をいう。

バター、脱脂粉乳、れん乳(施行令:全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳)

加工原料乳生產補給金等暫定措置法施行令 抄(昭和40年10月20日 政令第338号)

第一条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「法」という。) 第二条第一項の政令で定める乳製品は、バター、脱脂粉乳、全脂加 糖れん乳及び脱脂加糖れん乳で畜産物の価格安定に関する法律第 二条第二項の農林水産省令で定める規格に適合しないもの並びに 全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳(缶に密封し、かつ、滅菌したも のに限る。)、脱脂乳(子牛の飼養の用に供されるものとして農林水 産省令で定める方法により取引されるものに限る。)及びナチュラル チーズとする。(最終改正:平成26年3月26日)

- 第十一条 機構が交付する生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の金額は、政令で定める期間ごと及び指定生乳生産者団体ごとに、次項の規定により定められる生産者補給金の単価(以下「補給金単価」という。)に、当該指定生乳生産者団体が生乳の生産者からのその生産に係る生乳受託販売に係る委託(当該委託を受けた者からの当該委託に係る生乳の生乳受託販売に係る委託及び当該生乳につき順次にされる生乳受託販売に係る委託を含む。)を受けて当該政令で定める期間内に行つた生乳受託販売に係る生乳の数量(当該指定生乳生産者団体の指定に係る地域以外の地域における生産に係るもの及び他の指定生乳生産者団体の委託を受けて行う生乳受託販売に係るものを除き、生産者積立金契約を締結した生産者の生産に係るものに限る。次条第一項において同じ。)のうち加工原料乳の数量として政令で定めるところにより都道府県知事又は農林水産大臣が認定する数量(その数量の毎会計年度における合計が、当該年度において機構が第三条第一項第一号の業務として交付する同号の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより指定生乳生産者団体ごとに算出される数量を超える場合にあつては、その算出される数量)に相当する数を乗じて得た額とする。
- 2 <u>補給金単価</u>は、農林水産大臣が、<u>生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、生産される生乳</u>の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。
- 3 第一項の農林水産大臣が定める数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
- 4 農林水産大臣は、補給金単価及び第一項の農林水産大臣が定める数量(以下「補給金単価等」という。)を定めるに当たつては、酪農経営の合理化を促進 することとなるように配慮するものとする。
- 5 補給金単価等は、毎会計年度、当該年度の開始前に定めなければならない。
- 6 農林水産大臣は、補給金単価等を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 農林水産大臣は、補給金単価等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。
- 8 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、補給金単価等を改 定することができる。
- 9 第六項及び第七項の規定は、前項の規定による補給金単価等の改定について準用する。

# 平成10~13年の補給金制度の見直し①

- 〇 農業基本法が見直され、食料・農業・農村基本法が制定される流れの中で、「農政改革大綱」(平成10年12月)に即し、酪農・乳業のあり方を示す「新たな酪農・乳業対策大綱」(平成11年3月)を制定。
- 市場実勢を反映した乳製品・加工原料乳の適正な価格形成を促進するため、新たな経営安定措置へと移行(加工原料乳 生産者補給金等暫定措置法の改正)。

### 新たな酪農・乳業対策大綱策定の背景と補給金制度に関連する主な内容

### 背景

- ○農政改革大綱、農政 改革プログラムの公 表(平成10年12月) →<u>新基本法の制定(平</u> <u>成11年7月)</u>
- ○農政改革大綱において、「<u>乳製品・加工原</u> 料乳の価格形成に市 場実勢が一層反映さ れるようにすること」等 の検討方向が明記



### 新たな酪農・乳業対策大綱(平成11年3月)

- <補給金制度に関連する内容>
- 市場実勢を反映した適正な価格形成のための制度改革
- 乳製品や加工原料乳価格に市場実勢を反映させるため、現行制度(保証価格ー基準取引価格)は廃止し、加工原料乳の生産者に対する新たな経営安定措置に移行
- ○新たな経営安定措置のイメージ
- ・趣旨:加工原料乳地域における生乳の再生産を確保し、生産者の経営の安定を図る
- ・内容:① 加工原料乳の数量に応じ、一定の限度数量の範囲内での直接支払い
  - ② 新たな措置の単価は、市場実勢が生産者サイドまで的確に伝達されるよう毎年度設定

また、一定期間における生産者の経営判断等の目安となるような手法の確立

- ③ 単価設定に当たっては、生乳の生産条件、乳製品の価格動向、乳業者の合理化の状況等を考慮
- ④ 単価の算定方式、決定時期等については、関係者からなる検討の場において検討 なお、併せて、加工原料乳の価格の過度の変動の影響を緩和するための生産者の 自主的な取組みを前提とした措置について、その必要性を含め検討

# 平成10~13年の補給金制度の見直し②

- 新たな算定方式等の大綱に示された検討事項について、11年4月から「乳製品・加工原料乳制度等検討委員会制度部会」及びその下部組織の「補給金検討チーム」において検討。
- 新制度移行後、最初の年となる平成13年度単価については、制度の円滑かつ適正な移行に配慮する観点から前年度据え置き。
- 〇 平成14年度単価から、補給金検討チーム等の検討結果を踏まえ、生産費変動率方式による算定へと移行。なお、生産費は 年ごとの変動が大きいことから、移動3年平均を採用。
- 〇 大綱に示された実務的な検討事項等について、平成11年4 月から畜産局長(当時)が招集する「乳製品・加工原料乳制度 等検討委員会制度部会」において検討。
- 平成11年12月に改革骨子を取りまとめ。

乳製品·加工原料乳制度の改革骨子(抄 H11.12)

次年度以降の助成単価については、その水準が一定期間における生産者の経営判断等の目安となるとともに、生産性の向上を的確に反映させつつ、その安定的運営を確保する観点から、加工原料乳地域における生産費、乳量等の動向を基本に、透明性が確保された次のルールに基づいて算定。

当年度の助成単価

=前年度の助成単価×生産コスト等変動率

C1/C0: 物価修正した1頭当たりの推定生産費の変化率(移

動3年平均)

Y1/Y0:1頭当たり乳量の変化率(移動3年平均)

- 〇 平成12年11月に決定された13年度補給金単価は、制度の円滑かつ適正な移行に配慮する観点から、前年度据え置きとなり、審議会において、「次年度以降の単価は、透明性の高い客観的な算定のあり方について検討を進めること」との答申。
- 平成12年12月に制度部会の下部組織の「補給金単価 等検討チーム」を立ち上げ、検討を行い、13年10月に検 討結果を報告。

補給金検討チーム報告(抄 H13.10)

- ①変動率方式を基本
- ②運用に当たって、規模拡大に対する生産者努力の還元が必要。

(参考)検討チームにおいては、変動率方式の他に、(1)引き算方式、(2)単価固定方式についても検討の対象としたが、(1)については「旧方式と変わらない」、「価格下落分を国が補填することとなり、市場実勢が反映されない」、(2)については「固定期間見直し後に大きく変動するおそれ」、「再生産の確保が図られないおそれ」等の意見があり、結果、変動率方式を基本とすることとされたところ。

〇 平成14年3月の審議会において、14年度以降の単価に ついては、変動率方式により算定。

### 現行制度について

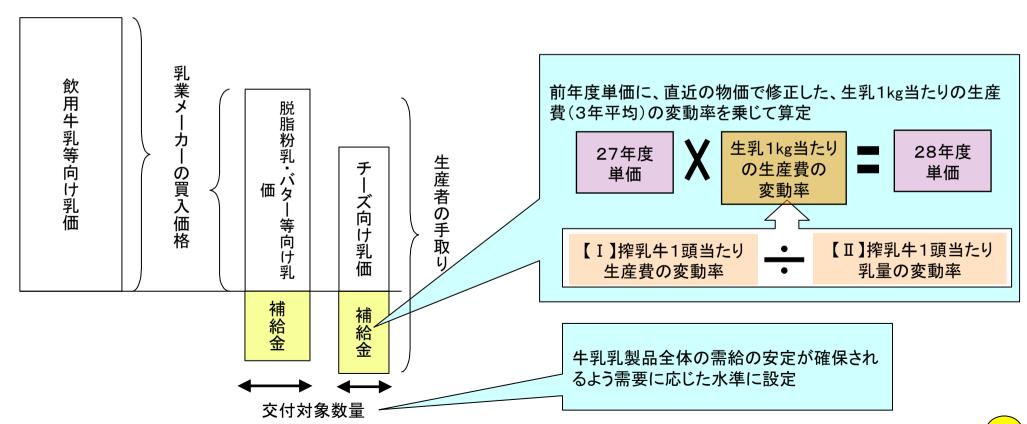
### (1)制度の目的

飲用向けに比べて乳価の低い加工原料乳(平成26年度からチーズ向けも対象)の生産者に補給金を交付することにより、 加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産を確保し、生乳需給の安定を図る。

### (2) 決定する事項

・補給金単価 : 脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの生乳について生産者に交付する補給金の単価

・交付対象数量 : 補給金の交付対象となる脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向け数量の最高限度



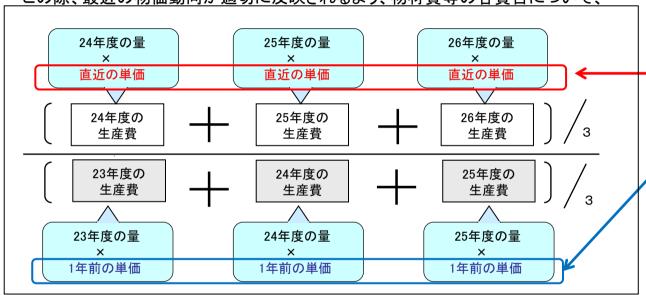
### 現行の補給金単価の算定の考え方

基本的な考え方: 前年度単価に、直近の物価で修正した、生乳1kg当たりの生産費(3年平均)の変動率を乗じて算定。

### 【 I 】搾乳牛1頭当たり生産費の変動率

「直近3年の平均生産費 ÷ その前3年の平均生産費」により算出。

この際、最近の物価動向が適切に反映されるよう、物材費等の各費目について、



分子については、

直近3ヶ月 (27年8~10月)※

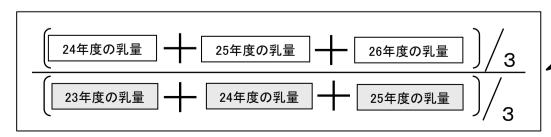
分母については、

前年同期 (26年8~10月)※ ※28年度補給金 単価の場合

の物価に置き換えるなどの修正を行う。

家族労働費、地代・資本利子の評価替え、集送乳経費等及び企画管理労働費の加算

### 【Ⅱ】搾乳牛1頭当たり乳量の変動率



補給金検討チーム報告を踏まえ、規模拡大努力 が生産者に不利に働かないよう、各年度の飼養 規模をそろえ、1頭当たり生産費、乳量を補正

### 現行の交付対象数量の設定の考え方①

基本的な考え方:国産ナチュラルチーズ及び脱脂粉乳・バター等の需要見込みを踏まえ、これらの用途向けの生乳供給量として必要と見込まれる数量をそれぞれ交付対象数量として設定。

### [ 算式-算定要領 ]

- ◆ 推定した28年度の生乳生産量及び各用途の消費量から以下の算式により試算。
- ・脱脂粉乳・バター等向け生乳の交付対象数量 = 需要見込みを踏まえ、必要と見込まれる当該用途向け生乳供給量 = Q1-(D1+D2+D3+D4)+D6
- ・チーズ向け生乳の交付対象数量 = 需要見込みを踏まえ、必要と見込まれる当該用途向け生乳供給量 = D4

(※ 各記号は下表に対応)

◆ 生乳生産量及び各用途の消費量の推定方法・結果は以下のとおり。

記号※	推定項目	推定項目 推定方法					
Q1	生乳生産量	最近の経産牛頭数等の推移から推定される当該年度の各月の経産牛頭数 × 各月の推定1頭当たり乳量					
D1	自家消費量	最近の動向を考慮して算出					
D2	牛乳等向け消費量	国民1人当たり牛乳等向け推定生乳消費量(学校給食用を除く) × 推定人口 + 学校給食用消費量					
D3	その他乳製品向け消費量 (液状乳製品向けが含まれる)	最近の動向を考慮して算出					
D4	チーズ向け消費量	チーズ向け生乳供給量の傾向値(回帰式)により算出					
D5	脱脂粉乳・バタ―等向け 消費量						
D6	要調整数量 (需給均衡のために調整を要する数量)	推定生乳必要量(D1+D2+D3+D4+D5-CA等輸入) — 推定生乳生産量(Q1)					

# 現行の交付対象数量の設定の考え方②

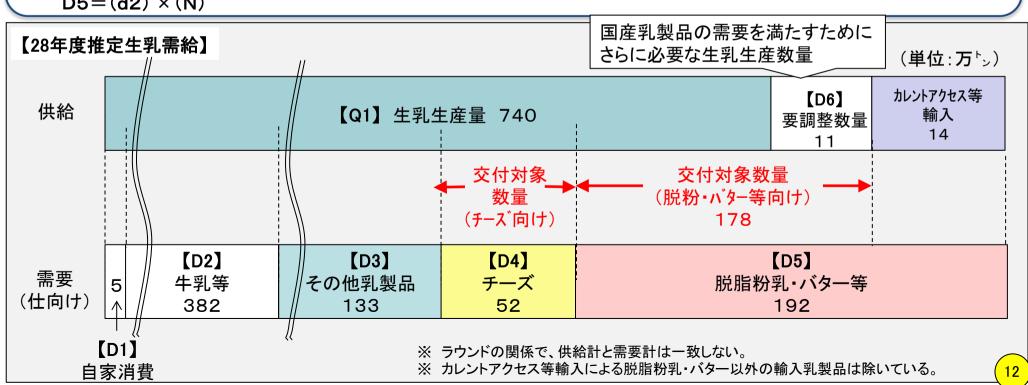
### 脱脂粉乳・バター等の交付対象数量(算定式)

① 過去10年の国民1人当たりの実質民間最終消費支出(C)及び国民1人当たりバター消費量(bB)、国民1人当たり脱脂 粉乳消費量(sB)を変数とする需要関数により、次年度の国民1人あたり国内産(カレントアクセス等含む)特定乳製品消費量 (d2) を推定

<d2排定式>  $LN(d2) = \alpha \times LN(C) + \beta \times LN(bB) + \gamma \times LN(sB) - \sigma$ 

② d2に次年度の推定総人口(N)をかけ脱脂粉乳・バター等向け消費量(D5)を求め、さらにカレント数量を差し引くことによ り交付対象数量(脱粉・バター等向け)を推定。

 $D5=(d2)\times(N)$ 

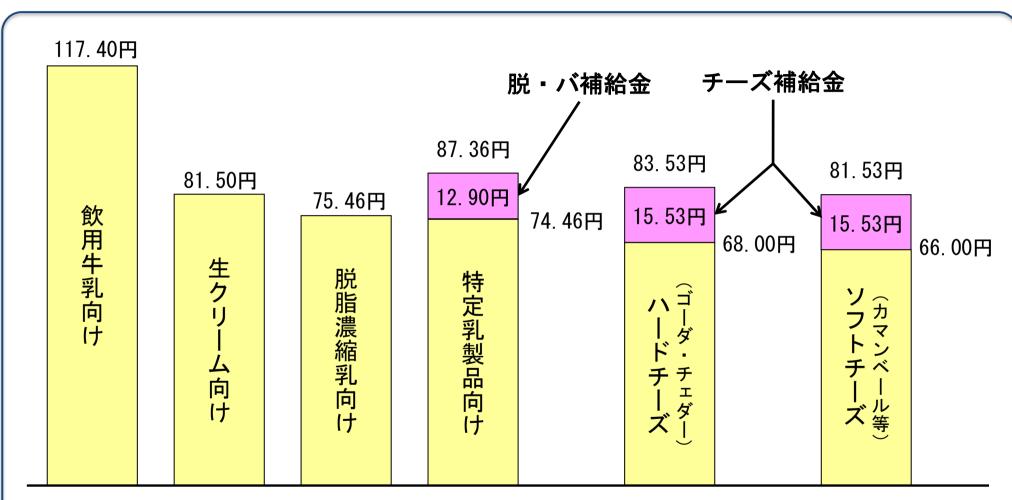


# 加工原料乳生産者補給金単価と交付対象数量の推移

	補給金単価				交付対象数量			
	脱脂粉乳・ハ	=	チーズ向け (円/kg)		脱脂粉乳・バター等向け (千トン)		チーズ向け (千 <sup>ト</sup> ン)	
13年度	10.30	( - )			2,270	(▲130)		
14	11.00	(0.70)			2,200	(▲70)		
15	10.74	(▲0.26)			2,100	(▲100)		
16	10.52	(▲0.22)			2,100	( - )		
17	10.40	(▲0.12)			2,050	(▲50)		
18	10.40	(-)			2,030	(▲20)		
19	10.55	(0.15)			1,980	(▲50)		
20(4~6)	11.55	(1.00)			1,950	(▲30)		
20(7~)	11.85	(0.30)			1,900	( 30)		
21	11.85	( - )			1,950	( - )		
22	11.85	( - )			1,850	(▲100)		
23	11.95	(0.10)			1,850	( - )		
24	12.20	(0.25)			1,830	(▲20)		
25	12.55	(0.35)			1,810	(▲20)		
26	12.80	(0.25)	<sup>【新設】</sup> 15.41	(-)	1,800	(▲10)	【新設】 520	( - )
27	12.90	(0.10)	15.53	(0.12)	1,780	(▲20)	520	( - )
28	12.69	(▲0.21)	15.28	(▲0.25)	1,780	( - )	520	(-)

注:()内は対前年度増減。

# 北海道における主な用途の生乳の取引価格(平成27年度)

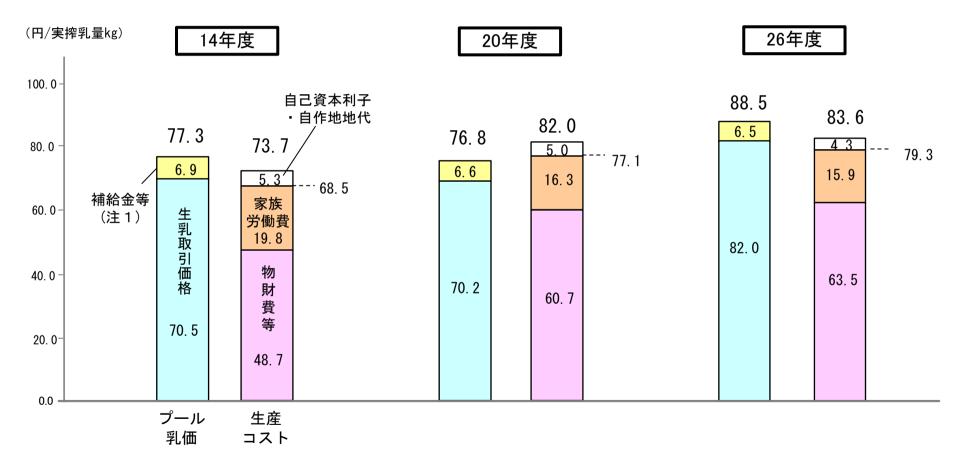


注1: 平成27年4月1日以降の取引から適用。

注2:消費税相当額抜き

# 北海道における酪農経営の収支性

- 酪農経営の収支をみると、20年度は、プール乳価が生産コストを下回る状況であったが、26年度は乳価の上昇等により、プール乳価が生産コストを上回っている状況。
- 26年度のプール乳価に占める補給金の割合は、7.3%となっているところ。



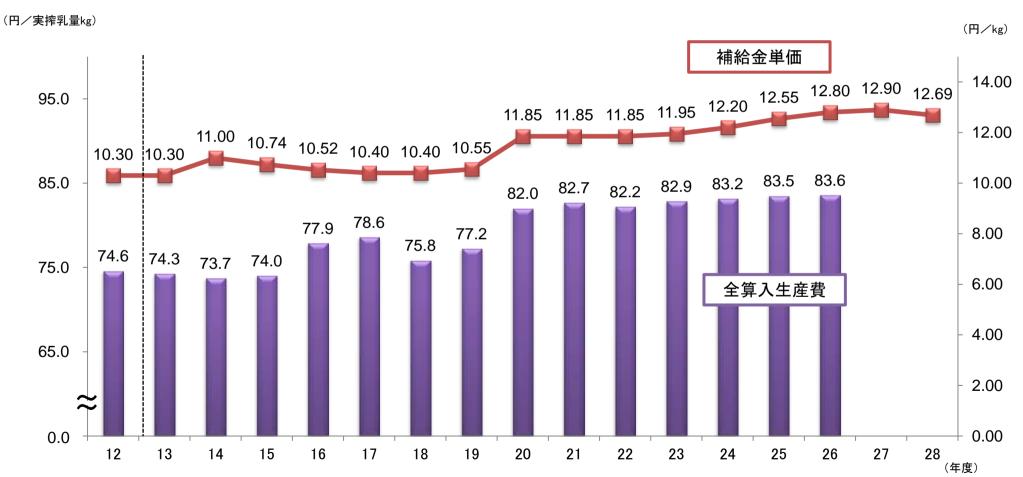
資料:農林水産省「畜産物生産費調査」他より牛乳乳製品課試算

- 注1)補給金等には、加工原料乳生産者補給金のほか、液状乳製品生産拡大事業、酪農安定特別対策事業、生乳需要構造改革事業の交付額を含む。
- 注2)物財費等は、配合飼料費について、配合飼料価格安定制度における補塡金を控除する一方、積立金を加えた農家負担額ベースに修正。

注3)消費税を含む。

# 全算入生産費と補給金単価の推移

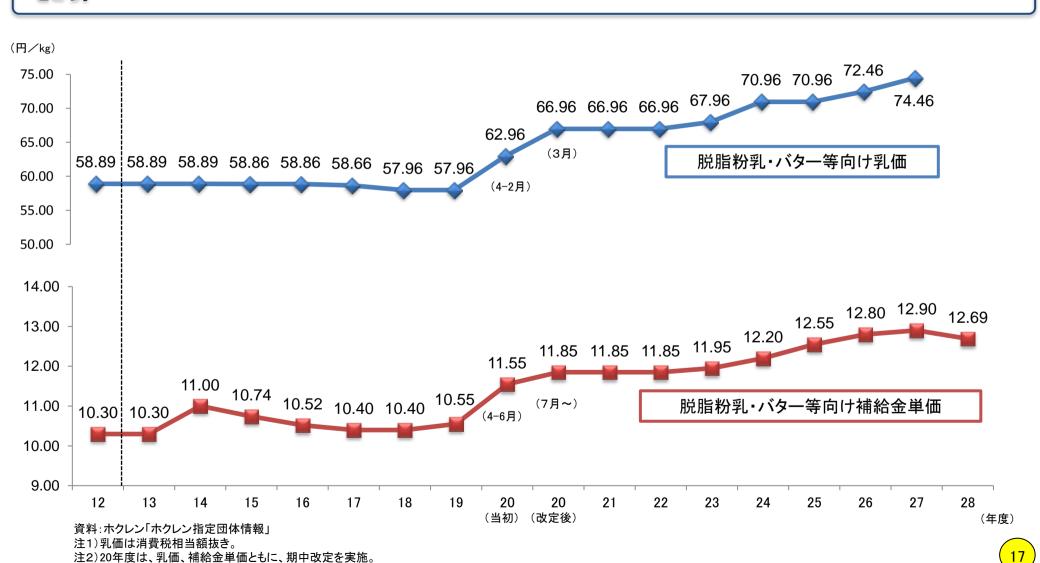
- 配合飼料等の生産資材価格の上昇を背景に、生産コストは上昇基調。
  - ) 生産コスト等変動率方式のもと、こうした生産コストの動向を的確に反映してきた結果、補給金単価も上昇。



資料:農林水産省「畜産物生産費調査」他より牛乳乳製品課試算 注1)物財費等は、配合飼料費について、配合飼料価格安定制度における補塡金を控除する一方、積立金を加えた農家負担額ベースに修正。 注2)消費税を含む。

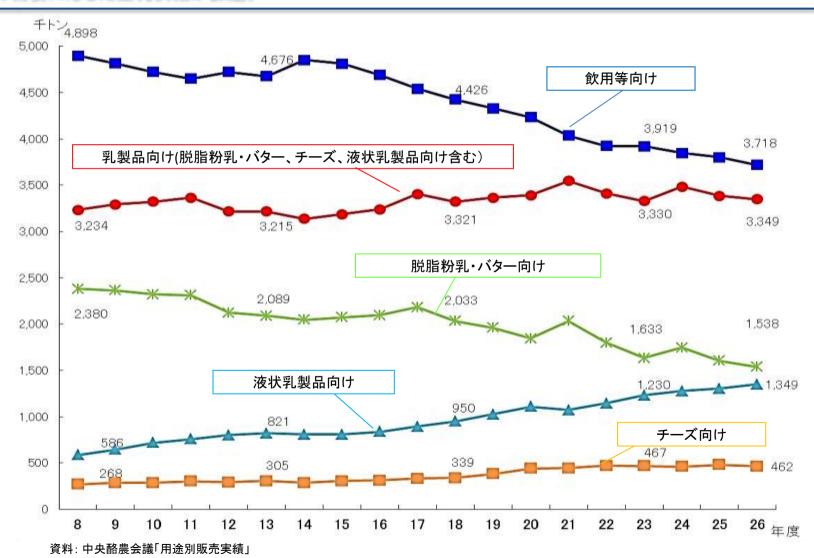
### 脱脂粉乳・バター向け乳価と補給金単価の推移

○ 補給金単価は、生産コストの変動を踏まえ、決定。一方、乳価は生産コストに加え、生乳の需給動向も勘案し、決定されている ところ。



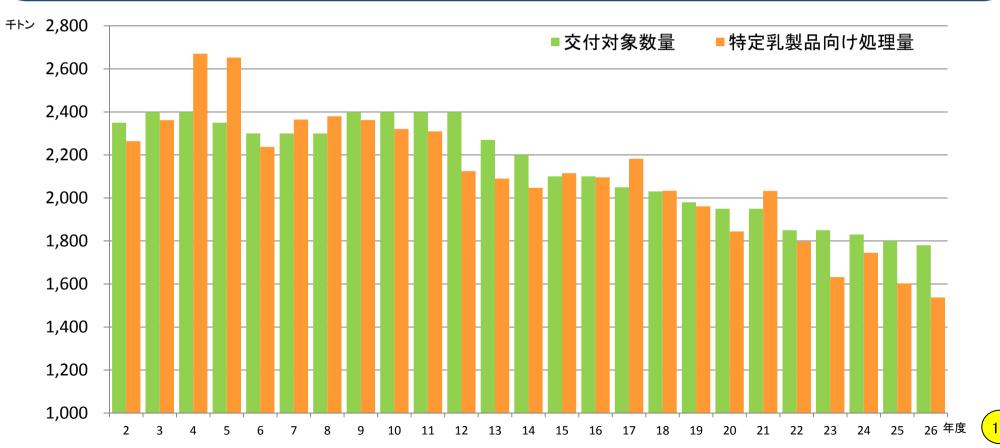
# 生乳需給の推移

- 〇 飲用等向けや脱脂粉乳・バター向け生乳処理量が低下する一方で、生クリーム等の液状乳製品向けやチーズ向け生乳処理 量は順調に拡大し、需要が定着。
- 用途ごとの需要に応じた生乳供給が課題。



# 交付対象数量と特定乳製品向け処理量の推移

- 交付対象数量は、従来から国内の脱脂粉乳・バター等の需要に基づき、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴き設定。
- 交付対象数量は、生産見込み量ではなく、需要量で設定。これは、生産者補給金制度が、生産者に対して、合理的な生乳 生産の指標かつ過剰生産を自主的に調整する体制を整える目標を示すことを目的としているため。
- 過去、交付対象数量を大幅に上回って供給される年もあったが、近年は生乳生産量の減少により、交付対象数量を下回っ て推移。



# 本検討会で検討する事項(案)

- 液状乳製品を補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化等するに当たり、検討すべき事項に ついて、次回以降議論。
- 検討結果については食料・農業・農村政策審議会畜産部会に報告する。

### 【検討事項】

- ①初年度の補給金単価の設定方法
- ② 2年目以降の補給金単価の設定方法
- ③ 交付対象数量の設定方法 等